

平成30年度 第1回全体庁議（4月2日開催）

区分	審議・ 報告	案件名 (担当部)	(1) 帯広空港運営事業等実施方針について [商工観光部]
----	---------------	--------------	-------------------------------

■ 提案・報告の趣旨

道内7空港(国管理空港(新千歳・稚内・釧路・函館)、特定地方管理空港(旭川・帯広)、地方管理空港(女満別))の一括民間委託に関して、とちかち帯広空港の運営等を行う者(以下、「運営者」という。)の指定に向け、事業者の募集及び選定に関する事項や事業内容などを定める「帯広空港運営事業等実施方針」について、4月10日の産業経済委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

1 実施方針の概要

- (1) 事業期間: 30年間
- (2) 事業範囲: 空港運営等事業、ビル施設等事業、提案事業(北海道の広域観光の振興に関する事業など)、駐車場事業 など
- (3) 事業方式
 - ・市は、公募により運営者を選定。
 - ・運営者は、滑走路等の運営とターミナルビル等の運営を一体的に実施。
 - ・運営者は、帯広空港ターミナルビル(株)の株式を100%取得。
- (4) 利用料金: 運営者は、着陸料やテナント料などを自由に設定・收受。駐車料金は、料金の設定・変更により市長の承認が必要。
- (5) 市の費用負担: 運営者による独立採算での経営が困難なため、公的負担を伴う「混合型」の制度設計。
 - ・市の負担上限額 (事業期間総額: 135億8千3百万円)
 - ・内訳: 更新投資負担 63億7百万円、運営費負担 72億7千6百万円
 - ・運営者は、市の負担上限額の範囲内で、負担上限額の削減額を提案。
- (6) 募集・選定: 有識者等で構成する国が設置する審査委員会で7空港の提案内容を一体的に審査。
- (7) 職員派遣: 運営者が希望する場合、運営者の費用負担で市の職員(土木・電気・運用担当)を派遣。
- (8) 追加株主枠: 実施契約締結後、空港運営事業開始日までの間に、本議決権株式の保有比率10%を上限として、第三者に本議決権株式の新規発行が可能な仕組み。
- (9) 契約解除: ある空港で契約が解除された場合、他空港で契約の解除が可能な仕組み。
(道内7空港の管理者間で調整する枠組みを導入予定)

2 期待される効果

- (1) 定量的な効果
 - ・収支改善効果 (事業期間総額: 約23億円)
- (2) 定性的な効果
 - ・民間の資金及び経営能力の活用による一体的・機動的な経営の実現
 - ・複数空港一体運営による相乗効果の実現
 - ・空港利用者等に対する良質なサービスの提供 など

3 今後のスケジュール(予定)

- ・平成30年 4月5日～20日 実施方針に対する意見の受付
- ・平成30年 4月頃 募集要項等の公表
- ・平成31年 7月頃 優先交渉権者の選定
- ・平成31年10月頃 実施契約の締結
- ・平成32年 1月頃 7空港一体のビル経営開始
- ・平成32年 6月頃 新千歳空港運営事業開始
- ・平成32年10月頃 旭川空港運営事業開始
- ・平成33年 3月頃 その他(稚内・釧路・函館・帯広・女満別空港)運営事業開始

■ 今後のスケジュール

- ・平成30年4月 産業経済委員会へ報告

■ 審議結果

- ・同内容で、4月10日産業経済委員会に報告することで了承された。

■ その他、指摘事項等

- ・特になし